

○経済産業省告示第九十一号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号ロ、ハ及びニ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十三条第二項第五号の規定に基づき、電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示（平成十五年経済産業省告示第二百四十九号）の一部を次のように改正し、令和六年六月一日から施行する。

令和六年五月三十一日

経済産業大臣 齋藤 健

第一条第二項中「第三号」を「第四号」に改める。